



埼玉県報

第2152号

平成22年1月26日

火曜日

目次

規則

- [○ 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則\(障害者福祉推進課\)](#)

告示

- [○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [○ 特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [○ 新工事執行管理システム用サーバ等の賃貸借に関する落札者等の公示\(建設管理課\)](#)
- [○ 110番ネットワークシステム更新整備機器の賃貸借及び保守に係る落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [○ 県道川越北環状線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道片柳川越線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道岩殿岩井線の区域の変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [○ 県道岩殿岩井線の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [○ 開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県人事委員会規則一一一一六中訂正\(任用審査課\)](#)

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（十）中「血清マグネシウム濃度 mEq/l 」を「血清マグネシウム濃度 mg/dl 」とし、「血清カルシウム濃度 mEq/l 」を「血清カルシウム濃度 mg/dl 」に改める。

様式第一号（十二）の次に次の一様式を加える。

様式第1号(13)(第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(肝臓機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
[軽度化による将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月後)		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 ㊟		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肝臓の機能障害の状態及び所見

〔記入上の注意〕

肝臓移植を行った者であって、抗免疫療法を実施している者は、1、2及び4の記載は省略可能である。

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日（第1回）		検査日（第2回）	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度 中程度以上 おおむね ℓ		なし・軽度 中程度以上 おおむね ℓ	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

<Child-Pugh分類>

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度（Ⅰ・Ⅱ）	昏睡（Ⅲ以上）
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム（1981年）による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によってコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査時	第2回検査時
検査日前180日間におけるアルコールの摂取	有 ・ 無	有 ・ 無
改善の可能性のある積極的治療の実施	有 ・ 無	有 ・ 無

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日	年 月 日
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上	有 ・ 無
	検査日	年 月 日
	血小板数50,000/mm ³ 以下	有 ・ 無
	検査日	年 月 日
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日
	胃食道静脈瘤治療の既往	有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日
日常生活活動の制限	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有 ・ 無
	最終確認日	年 月 日
	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある。	有 ・ 無
日常生活活動の制限	1日に2回以上の嘔吐又は30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある。	有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、様式第一号(十)の改正規定及び附則第三項の規定は公布の日から、次項の規定は同年二月一日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後に身体障害者手帳(肝臓の機能の障害に係るものに限る。)の交付を受けるため、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により申請しようとする者は、同日前においても改正後の様式第一号(十三)による用紙を使用することができる。

(経過措置)

3 改正前の身体障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

埼玉県告示第百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まきの木福祉会
- 三 代表者の氏名
河田 幹雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市小前田二千六百七十六番地六
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、障害者の方に対し、就労継続支援（非雇用型）事業、生活ホーム事業を行い、地域の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、障害者等の方に対し、障害福祉事業を行い、地域の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年一月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人本庄街なか映画館
- 三 代表者の氏名
根岸 英人
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市銀座三丁目二番十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、本庄市民及び周辺地域住民に対して、映画・映像文化を享受する機会を提供し、地域における豊かな映画環境を創造することを目指し、映像による地域の活性化、まちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

新工事執行管理システム用サーバ等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県土整備部建設管理課土木積算・建設IT担当 埼玉県さいたま市浦和
区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年1月5日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額

48,612,900円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年11月13日

告示

埼玉県告示第百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
110番ネットワークシステム更新整備機器の賃貸借及び保守 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年12月1日
- 4 落札者の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
830,078,928円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年10月20日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

<p>川越北環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>川越市大字上寺山字東田一八八番 一 地先から同市今成二丁目三〇番三 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年一月二十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三〇・〇 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

<p>片柳川越線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>川越市大字寺山字堤根四六五番一 地先から同市大字寺山字宮田一六七 番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年一月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長三九〇 ・九〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 岩殿岩井線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
七番一地从先から同郡同町大字石坂 字長坂四八九番一〇地先まで	比企郡鳩山町大字石坂字長坂四九	区 間
一一・四一 一六・五五	一〇・三一 一五・〇九	敷地の幅員 (メートル)
四〇・九一		延長 (メートル)
備工事 自転車歩行者道整		備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年一月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p style="text-align: center;">岩 殿 岩 井 線</p>	<p style="text-align: center;">路 線 名</p>
<p>比企郡鳩山町大字石坂字大平六 ○四番二五四地先から同郡同町 大字石坂字大平六○四番一九○ 地先まで</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の区間</p>
<p style="text-align: center;">平成二十二年一月二十六日</p>	<p style="text-align: center;">供用開始の期日</p>
<p style="text-align: center;">延長 一四三・〇〇 メートル</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十月二十一日

指令川建セ第二一〇一〇八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十日

第二一〇一五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字山下九八五 一、九八六 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川越市諏訪町一二 二三

無田 康弘

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年五月十五日

指令川建セ 第二一〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月十九日

第二一〇一五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町若山三丁目二八―三の一部、二八―九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町南台五丁目二六 三六

石見 忠男

告示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年一月十九日

指令熊建セ第二 二〇〇〇〇一三号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十一日

第十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字京塚東二七八六一、二七八六三、
二七八六一四、二七八六一五、二七八六一六、二七八六一七、二七八六一八、
二七八六一九、二七八六一〇、二七八六一一、二七八六一二、
二七八六一三、二七八六一四、二七八六一五、二七八六一六、
二七八六一七、二七八六一八、二七八六一九、二七八六二〇、
二七八六一一、二七八六一二、二七八六一三、二七八六一四、
二七八六一五、二七八六一六、二七八六一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県太田市清原町三一九番地三

株式会社 萬家 代表取締役 藤田勝好

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年一月十九日

指令熊建セ第二一〇〇二八一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月十九日

熊建セ第百四十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷字皮屋西一

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字内田ヶ谷一六番地

木戸 博

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤 巧

一 許可番号

平成二十二年一月二十日

指令熊建セ第二一〇〇三一一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十日

熊建セ第四百四十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北埼玉郡騎西町大字戸室字十番一三三五番二、一三三六番二、一三三六番四

番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北埼玉郡騎西町大字戸室一三三五番地

川崎 美智子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年八月二十一日

指令越建セ第二一〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十日

第三六九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字観音堂三七七一一、一三、一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

羽生市南二丁目二八番二一 メゾンサンフラワー二〇一

鷺津 信栄

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令越建セ第二一〇〇五〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十日

第三七〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字中妻字台三九一一、三九一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市吉羽五丁目一五一一一 ルノアール一〇三号

小武海 亮

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年一月十四日

指令越建セ第二〇〇一八八一号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十日

第三七二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町東六丁目二〇四―一七 外三十筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深谷市西田八六番地

株式会社 岡部コントリビューションパーク

代表取締役 中島 卓也

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令越建セ第二一〇一三三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月二十日

第三七三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸五二五―五、五二六―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸五二〇番地一 シャトーグラーズ壱番館二〇三

小野田 裕徳

正 誤

埼玉県人事委員会規則一 一六（平成二十二年一月十九日第二千五百十号）中
訂正

二ページ目の七行目から八行目を削除し、同ページの末尾に記載する。